

- 1 議案名 徳島県立学校規則等の一部を改正する規則について

- 2 提案理由 徳島県立城ノ内中等教育学校の設置及び徳島県立城ノ内中学校の廃止に伴い、関係規則について所要の整備を行う必要がある。

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県立学校規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年 月 日

徳島県教育委員会

教育長 美 馬 持 仁

徳島県立学校規則等の一部を改正する規則

(徳島県立学校規則の一部改正)

第一条 徳島県立学校規則(昭和三十二年徳島県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第三条中第三項を第四項とし、同条第二項中「別表第四」を「別表第五」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 現に設置する徳島県立中等教育学校(以下「中等教育学校」という。)の名称、後期課程に置く課程及び学科並びに所在地は、別表第四のとおりとする。

第九条第二項中「という。）」の下に「及び中等教育学校の前期課程」を加え、「道徳」を「特別の教科である道徳」に改め、同条第三項中「高等学校」の下に「及び中等教育学校の後期課程」を加える。

第九条の二第一項中「別表第五」を「別表第六」に改める。

第九条の三第一項中「別表第六」を「別表第七」に改める。

第二十三条の二第一項及び第二十三条の三第一項中「中学校」の下に「及び中等教育学校」を加える。

第二十四条中「高等学校」の下に「、中等教育学校」を、「生徒」の下に「(第二十六条及び第二十八条において「生徒」という。))」を加える。

第二十四条の二第一項中「高等学校」の下に「、中等教育学校」を加える。

第二十六条第一項中「中学校、高等学校及び特別支援学校の高等部の」及び「(次項において「生徒」という。))」を削る。

第二十七条第一項中「高等学校」の下に「、中等教育学校の後期課程」を加える。

第二十八条中「中学校、高等学校及び特別支援学校の高等部の」を削る。

第二十九条中「中学校」の下に「及び中等教育学校の前期課程」を加える。

第二十九条の二第一項中「及び」を「、中等教育学校の後期課程及び」に改める。

第三十条第一項中「高等学校」の下に「、中等教育学校の後期課程」を加える。

第三十一条の見出しを「(課程の修了)」に改め、同条中「中学校」の下に「、中等教育学校の前期課程」を加え、同条に次の一項を加える。

2 校長は、中等教育学校の前期課程を修了した者から請求のあつたときは、様式第二号の二の前期課程修了証書を授与するものとする。

第三十一条の二第一項中「高等学校」の下に「、中等教育学校の後期課程」を加え、同条第三項中「様式第二号の二」を「様式第二号の三」に改める。

第三十二条第二項中「高等学校」の下に「及び中等教育学校の後期課程」を加える。

第三十六条第二項中「高等学校」の下に「、中等教育学校の後期課程」を加える。

第三十七条第一項中「高等学校」の下に「及び中等教育学校の後期課程」を加える。

別表第六を別表第七とする。

別表第五中徳島県立城ノ内中学校の項を削り、同表を別表第六とする。

別表第四を別表第五とし、別表第二の次に次の一表を加える。

別表第四 (第三条関係)

中等教育学校

学 校 名	後期課程に置く課程	後期課程に置く学科
徳島県立城ノ内中等教育学校	全日制	普通科

所 在 地
徳島市北田宮一丁目

様式第二号その一中「徳島県立 校長 氏 名 殿」を「徳島県立 学校 校長 殿」に改める。

様式第二号その二中「徳島県立 校長 氏 名 殿」を「徳島県立 学校 長 殿」に改め、同様式の注中「高等学校」の下に「及び中等教育学校」を加える。

様式第二号の二中「(新川十一糸廻系)」を「(新川十一糸のし廻系)」に、「高等学校・特別支援学校高等部」を「高等学校・中等教育学校の後期課程・特別支援学校高等部」に改め、同様式を様式第二号の三とする。

様式第二号その二の次に次の一様式を加える。

様式第二号の二(第三十一条関係)

前期課程修了証書	
校 印	氏 名
	年 月 日 生
本校において、年度に前期課程を修了したことを証明する。	
年 月 日	
徳島県立	校長 氏 名 印
第 号	印

様式第三号中「中学校・高等学校・特別支援学校」を「中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校」に改める。

(徳島県立高等学校通信教育規則の一部改正)

第二条 徳島県立高等学校通信教育規則(昭和三十二年徳島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第九条中「課程」の下に「及び中等教育学校の後期課程」を加える。

(徳島県立高等学校総合寄宿舎管理規則の一部改正)

第三条 徳島県立高等学校総合寄宿舎管理規則(昭和三十二年徳島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「高等学校在学証明書」を「高等学校又は中等教育学校の在学証明書」に改め、同条第三号を次のように改める。

二 高等学校在学中の学業成績証明書(新たに高等学校に入学しようとする者その他高等学校在学中の学業成績証明書の交付を受けることができない者にあつては、卒業した中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校又は修了した中等教育学校の前期課程における最終の学業成績証明書)又は中等教育学校在学中の学業成績証明書

様式第一号を次のように改める。

様式第1号

寮 入 舎 願

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

出願者住所

氏名

㊦

保護者住所

氏名

㊦

次のとおり 寮に入舎したいので関係書類を添えてお願いします。

1 入舎しようとする期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 在学または在学しようとする学校, 課程, 学科, 学年

学校 制課程 科第 学年

注 1 学年については, 3月においては4月に進級する新学年を記入する。

2 新たに高等学校に入学しようとする者にあつては, 第1学年と記入する。

様式第5号(第10条関係)

研修室利用許可申請書					年 月 日
徳島県教育委員会 殿					
所在地又は住所					
学校名又は団体名					
申請者氏名					印
(連絡先電話番号)					
徳島県立高等学校総合寄宿舍の設置及び管理に関する条例第14条の許可を受けたいので、次のとおり申請します。					
利用目的					
利用泊数	泊	入舎日時	年 月 日	時 分	
		退舎日時	年 月 日	時 分	
引率責任者 職・氏名 (連絡先電話番号)		()			
利用人数	利用者の区分	男	女	計	利用人数計
	生徒	人	人	人	人
	引率者				
	その他				
※備考欄		宿泊料計		※	円
次の様式による利用者名簿を添付すること。					
学校名又は団体名					
引率責任者 職・氏名					
引率責任者 連絡先電話番号					
利用者氏名	性別	学年又は年齢	所属学校 等		
注 利用者は引率者も含めて記載すること。					

※の欄には、記入しないこと。

(徳島県教育支援委員会規則の一部改正)

第四条 徳島県教育支援委員会規則(昭和五十三年徳島県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「中学校」の下に「、中等教育学校」を加える。

(徳島県藍青賞規則の一部改正)

第五条 徳島県藍青賞規則(平成五年徳島県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「高等学校」の下に「、中等教育学校」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年十一月一日から施行する。ただし、第一条中徳島県立学校規則別表第五の改正規定(徳島県立城ノ内中学校の項を削る部分に限る。)は、令和二年四月一日から施行する。

(徳島県立学校規則の一部改正に伴う経過措置)

2 令和二年三月三十一日に徳島県立城ノ内中学校に在籍する生徒は、同年四月一日に徳島県立城ノ内中等教育学校長が指定する当該中等教育学校の学年に転学するものとする。

(改正案)	(現行)
<p>(課程、学科等)</p> <p>第三条 現に設置する徳島県立高等学校（以下「高等学校」という。）（分校を含む。）の名称、課程、学科、類及び所在地は、別表第一から第三までのとおりとする。</p>	<p>(課程、学科等)</p> <p>第三条 現に設置する徳島県立高等学校（以下「高等学校」という。）（分校を含む。）の名称、課程、学科、類及び所在地は、別表第一から第三までのとおりとする。</p>
<p>2 現に設置する徳島県立中等教育学校（以下「中等教育学校」という。）の名称、後期課程に置く課程及び学科並びに所在地は、別表第四のとおりとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>3 現に設置する徳島県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）（分校を含む。）の名称、部、学科、対象とする障がい種別及び所在地は、別表第五のとおりとする。</p>	<p>2 現に設置する徳島県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）（分校を含む。）の名称、部、学科、対象とする障がい種別及び所在地は、別表第四のとおりとする。</p>
<p>4 生徒定員及び職員組織については、別に定める。</p>	<p>3 生徒定員及び職員組織については、別に定める。</p>
<p>(教育課程)</p>	<p>(教育課程)</p>
<p>第九条 教育課程は、校長の定める当該学校の指導計画（以下「指導計画」という。）に基づいて編成し、展開するものとする。</p>	<p>第九条 教育課程は、校長の定める当該学校の指導計画（以下「指導計画」という。）に基づいて編成し、展開するものとする。</p>
<p>2 徳島県立中学校（以下「中学校」という。）及び中等教育学校の前期課程の教育課程に係る指導計画は、学習指導要領の基準に従い、少なくとも各教科、特別の教科である道徳、特別活動及び総合的な学習の時間の時間配当並びに計画の編成方針を含むものでなければならない。</p>	<p>2 徳島県立中学校（以下「中学校」という。）の教育課程に係る指導計画は、学習指導要領の基準に従い、少なくとも各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間の時間配当並びに計画の編成方針を含むものでなければならない。</p>
<p>3 高等学校及び中等教育学校の後期課程の教育課程に係る指導計画は、学習指導要領の基準に従い、少なくとも各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。）、総合的な学習の時間、総合的な探究の時間及び特別活動の時間配当並びに計画の編成方針を含むものでなければならない。</p>	<p>3 高等学校の教育課程に係る指導計画は、学習指導要領の基準に従い、少なくとも各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。）、総合的な学習の時間、総合的な探究の時間及び特別活動の時間配当並びに計画の編成方針を含むものでなければならない。</p>
<p>4～6 (略)</p>	<p>4～6 (略)</p>
<p>(併設型中高一貫教育の教育課程)</p>	<p>(併設型中高一貫教育の教育課程)</p>
<p>第九条の二 別表第六の上欄に掲げる中学校（以下「併設型中学校」という。）及び同表の下欄に掲げる高等学校（以下「併設型高等学校」という。）においては、学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十一条の規定に基づき、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すものとする。</p>	<p>第九条の二 別表第五の上欄に掲げる中学校（以下「併設型中学校」という。）及び同表の下欄に掲げる高等学校（以下「併設型高等学校」という。）においては、学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十一条の規定に基づき、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すものとする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>

特別支援学校の高等部の生徒は、病気その他の事由により引き続き一月以上出席しがないときは、あらかじめその期間を定めて、保護者連署の上校長に休学を願い出ることができる。

2 4 (略)

(退学)

第二十八条

生徒が退学しようとするときは、その事由を記して保護者連署の上校長に願い出なければならない。病気による場合には、医師の診断書を添えなければならない。

(再入学)

第二十九条 前条によつて退学した者（中学校及び中等教育学校の前期課程を退学した者を除く。）が、二年以内に再入学を願い出たときは、校長は、原学年以下に入学を許可することができる。

(留学)

第二十九条の二 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部においては、校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができる。

2 3 (略)

(転学及び転籍)

第三十条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の生徒が転学又は転籍しようとする場合には、その事由を記して保護者連署の上校長に願い出なければならない。

2 5 (略)

(課程の修了)

第三十一条 中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部においては、校長は、生徒及び児童の各学年における平素の成績を評価して、相当と認めるときには、その学年について所要の課程を修了したことを認定する。

2 校長は、中等教育学校の前期課程を修了した者から請求のあつたときは、様式第二号の二の前期課程修了証書を授与するものとする。

(単位の認定)

第三十一条の二 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の生徒が指導計画に従つて各教科・科目を履修し、当該学年におけるその成

特別支援学校の高等部の生徒は、病気その他の事由により引き続き一月以上出席しがないときは、あらかじめその期間を定めて、保護者連署の上校長に休学を願い出ることができる。

2 4 (略)

(退学)

第二十八条 中学校、高等学校及び特別支援学校の高等部の生徒が退学しようとするときは、その事由を記して保護者連署の上校長に願い出なければならない。病気による場合には、医師の診断書を添えなければならない。

(再入学)

第二十九条 前条によつて退学した者（中学校を退学した者を除く。）が、二年以内に再入学を願い出たときは、校長は、原学年以下に入学を許可することができる。

(留学)

第二十九条の二 高等学校及び特別支援学校の高等部においては、校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができる。

2 3 (略)

(転学及び転籍)

第三十条 高等学校及び特別支援学校の高等部の生徒が転学又は転籍しようとする場合には、その事由を記して保護者連署の上校長に願い出なければならない。

2 5 (略)

(各学年の課程の修了)

第三十一条 中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部においては、校長は、生徒及び児童の各学年における平素の成績を評価して、相当と認めるときには、その学年について所要の課程を修了したことを認定する。

(新設)

(単位の認定)

第三十一条の二 高等学校及び特別支援学校の高等部の生徒が指導計画に従つて各教科・科目を履修し、当該学年におけるその成

果が、教科及び科目の目標からみて満足できると認められる場合並びに生徒が指導計画に従って総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間において履修し、当該学年におけるその成果が、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間の目標からみて満足できると認められる場合には、校長は、当該学年の学年末において、その各教科・科目、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間について所定の単位を修得したことを認定する。ただし、特に必要がある場合には、単位修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

2 (略)

3 校長は、単位を修得した者から請求のあつたときは、様式第二号の三の単位認定証明書を授与するものとする。

(卒業)

第三十二条 校長は、中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部の全課程を修了したと認める者につき、卒業を認定する。

2 校長は、高等学校及び中等教育学校の後期課程の生徒のうち修得した単位が所定の単位数に達し、特別活動の成果がその目標から見て満足できると認められたものにつき、卒業を認定する。

3・4 (略)

(出席停止)

第三十六条 校長は、生徒等が感染症にかかっている、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれがあるときは、当該生徒等の出席を停止させることができる。

2 前項の規定により出席を停止させようとするときは、校長は、その理由及び期間を明らかにして、生徒（高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の生徒を除く。）、児童又は幼児にあつてはその保護者に、高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の生徒にあつては当該生徒にこれを指示しなければならない。

3 (略)

(登校停止及び除籍)

第三十七条 高等学校及び中等教育学校の後期課程の生徒が、授業料を所定の期日までに納付しないときは、登校を停止することができる。

2～4 (略)

果が、教科及び科目の目標からみて満足できると認められる場合並びに生徒が指導計画に従って総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間において履修し、当該学年におけるその成果が、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間の目標からみて満足できると認められる場合には、校長は、当該学年の学年末において、その各教科・科目、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間について所定の単位を修得したことを認定する。ただし、特に必要がある場合には、単位修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

2 (略)

3 校長は、単位を修得した者から請求のあつたときは、様式第二号の二の単位認定証明書を授与するものとする。

(卒業)

第三十二条 校長は、中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部の全課程を修了したと認める者につき、卒業を認定する。

2 校長は、高等学校の生徒のうち修得した単位が所定の単位数に達し、特別活動の成果がその目標から見て満足できると認められたものにつき、卒業を認定する。

3・4 (略)

(出席停止)

第三十六条 校長は、生徒等が感染症にかかっている、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれがあるときは、当該生徒等の出席を停止させることができる。

2 前項の規定により出席を停止させようとするときは、校長は、その理由及び期間を明らかにして、生徒（高等学校及び特別支援学校の高等部の生徒を除く。）、児童又は幼児にあつてはその保護者に、高等学校又は特別支援学校の高等部の生徒にあつては当該生徒にこれを指示しなければならない。

3 (略)

(登校停止及び除籍)

第三十七条 高等学校の生徒が、授業料を所定の期日までに納付しないときは、登校を停止することができる。

2～4 (略)

別表第二 ～ 別表第三 (略)

別表第四 (第三条関係)

中等教育学校

学 校 名	後期課程に	後期課程に	所 在 地
	置く課程	置く学科	
徳島県立城ノ内中等教育学校	全日制	普通科	徳島市北田宮一丁目

別表第五 (第三条関係) (略)

別表第六 (第九条の二関係)

併設型中学校	併設型高等学校
(削除)	(削除)
徳島県立富岡東中学校	徳島県立富岡東高等学校
徳島県立川島中学校	徳島県立川島高等学校

別表第七 (第九条の三関係) (略)

様式第二号その一 (第二十三条の三関係)

誓 約 書

現住所
氏 名
年月日生

右の者はこの度貴校へ入学を許可せられましたので本人が学校の規則を堅く守ることは勿論在学中本人の身上に関する一切のことは保護者(保証人)において引き受けることを誓います。

年 月 日

本人 氏 名 (印)

保護者
現住所
親柄 氏 名 (印)

保証人
現住所
氏 名 (印)

徳島県立 学校長 殿

注 この様式は、中学校又は特別支援学校の高等部に提出する場合に使用する。

別表第二 ～ 別表第三 (略)

(新設)

別表第四 (第三条関係) (略)

別表第五 (第九条の二関係)

併設型中学校	併設型高等学校
徳島県立城ノ内中学校	徳島県立城ノ内高等学校
徳島県立富岡東中学校	徳島県立富岡東高等学校
徳島県立川島中学校	徳島県立川島高等学校

別表第六 (第九条の三関係) (略)

様式第二号その一 (第二十三条の三関係)

誓 約 書

現住所
氏 名
年月日生

右の者はこの度貴校へ入学を許可せられましたので本人が学校の規則を堅く守ることは勿論在学中本人の身上に関する一切のことは保護者(保証人)において引き受けることを誓います。

年 月 日

本人 氏 名 (印)

保護者
現住所
親柄 氏 名 (印)

保証人
現住所
氏 名 (印)

徳島県立 校長 氏 名 殿

注 この様式は、中学校又は特別支援学校の高等部に提出する場合に使用する。

様式第二号その二 (第二十三条の三関係)

誓約書

私は、この推薦状へ入学を許可されましたので、貴校の規則を遵守することを誓います。

本人
現住所
氏 名 (印)
年 月 日生

私は、本人と貴校の規則を遵守することは勿論、在学中本人の身上に関する一切の責任を負うことを誓います。また、推薦状又は登録料の返還については、本人と連帯保証します。

保護者
現住所
姓 名 (印)
氏 名 (印)

私は、本人と貴校の規則を遵守することは勿論、在学中本人の身上に関する一切の責任を負うことを誓います。

保証人
現住所
氏 名 (印)

年 月 日

推薦状出 学校長 氏 名 (印)

注 この様式は、推薦学校及び推薦料を納付する機会に使用すること。

様式第二号の二 (第三十一条関係)

前期課程修了証書

校 印

氏 名
年 月 日生

本校において、
年度に前期課程を修了したことを証明する。

年 月 日

推薦料立 校長 氏 名 (印)

印

第 号

様式第二号その二 (第二十三条の三関係)

誓約書

私は、この推薦状へ入学を許可されましたので、貴校の規則を遵守することを誓います。

本人
現住所
氏 名 (印)
年 月 日生

私は、本人と貴校の規則を遵守することは勿論、在学中本人の身上に関する一切の責任を負うことを誓います。また、推薦状又は登録料の返還については、本人と連帯保証します。

保護者
現住所
姓 名 (印)
氏 名 (印)

私は、本人と貴校の規則を遵守することは勿論、在学中本人の身上に関する一切の責任を負うことを誓います。

保証人
現住所
氏 名 (印)

年 月 日

推薦状出 校長 氏 名 (印)

注 この様式は、推薦学校に提出する機会に使用すること。

(新設)

様式第二号の三 (第三十一条の二関係)

単位認定証明書

氏名
年 月 日生

校 印

あなたは~~普通学校・中等教育学校の後修課程・特別支援学校~~において次の単位を修得したのでこれを証します

記

科目名 _____ 単位 _____

年 月 日

徳島県立 _____ 校長 氏 _____ 名 印

印

第 号

様式第二号の二 (第三十一条関係)

単位認定証明書

氏名
年 月 日生

校 印

あなたは~~普通学校・特別支援学校~~において次の単位を修得したのでこれを証します

記

科目名 _____ 単位 _____

年 月 日

徳島県立 _____ 校長 氏 _____ 名 印

印

第 号

様式第三号 (第三十二条、第三十三条関係)

卒業証書

氏名
年 月 日生

校 印

あなたは~~中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校~~部を卒業したのでこれを証します

年 月 日

徳島県立 _____ 校長 氏 _____ 名 印

印

第 号

様式第三号 (第三十二条、第三十三条関係)

卒業証書

氏名
年 月 日生

校 印

あなたは~~中学校・高等学校・特別支援学校~~部を卒業したのでこれを証します

年 月 日

徳島県立 _____ 校長 氏 _____ 名 印

印

第 号

2 徳島県立高等学校通信教育規則（昭和三十三年徳島県教育委員会規則第四号） 新旧対照表（第二条関係）

(改正案)	(現行)
<p>(入学)</p> <p>第九条 入学資格は、県立学校規則第二十三条の二第二項に定めるところによる。ただし、現に高等学校の全日制の課程及び中等教育学校の後期課程に在学している者は、入学することはできない。</p>	<p>(入学)</p> <p>第九条 入学資格は、県立学校規則第二十三条の二第二項に定めるところによる。ただし、現に高等学校の全日制の課程に在学している者は、入学することはできない。</p>

3 徳島県立高等学校総合寄宿舎管理規則（昭和四十一年徳島県教育委員会規則第四号） 新旧対照表（第三条関係）

(改正案)	(現行)
<p>(入舎の手続)</p> <p>第五条 寄宿舎に入舎しようとする者は、前条第二項の規定により定められた日時に入舎願（様式第一号）に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。</p> <p>一 生徒調書（様式第二号）</p> <p>二 高等学校又は中等教育学校の在学証明書。ただし、新たに高等学校に入学しようとする者にあつては、高等学校合格証明書</p> <p>三 高等学校在学中の学業成績証明書（新たに高等学校に入学しようとする者その他高等学校在学中の学業成績証明書の交付を受けることができない者にあつては、卒業した中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校又は修了した中等教育学校の前期課程における最終の学業成績証明書）又は中等教育学校在学中の学業成績証明書</p> <p>四 健康診断書</p> <p>五 保護者及び本人の住民票の抄本</p>	<p>(入舎の手続)</p> <p>第五条 寄宿舎に入舎しようとする者は、前条第二項の規定により定められた日時に入舎願（様式第一号）に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。</p> <p>一 生徒調書（様式第二号）</p> <p>二 高等学校在学証明書。ただし、新たに高等学校に入学しようとする者にあつては、高等学校合格証明書</p> <p>三 高等学校在学中の学業成績証明書。ただし、新たに高等学校に入学しようとする者その他高等学校在学中の学業成績証明書の交付を受けることができない者にあつては、卒業した中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校又は修了した中等教育学校の前期課程における最終の学業成績証明書</p> <p>四 健康診断書</p> <p>五 保護者及び本人の住民票の抄本</p>

様式第1号

寮 入 会 願

年 月 日

徳島県教育委員会殿

出願者住所
氏名 ㊦

保護者住所
氏名 ㊦

次のとおり 寮に入会したいので関係書類を添えてお願いします。

1 入会しようとする期間
年 月 日から 年 月 日まで

2 在学または在学しようとする学校、課程、学科、学年
学校 制課程 科第 学年

注 1 学年については、3月においては4月に進級する新学年を記入する。
2 新たに高等学校に入学しようとする者にあつては、第1学年と記入する。

様式第1号

寮 入 会 願

年 月 日

徳島県教育委員会殿

出願者住所
氏名 ㊦

保護者住所
氏名 ㊦

次のとおり 寮に入会したいので関係書類を添えてお願いします。

1 入会しようとする期間
年 月 日から 年 月 日まで

2 在学または在学しようとする高等学校、課程、学科、学年
高等学校 制課程 科第 学年

注 1 学年については、3月においては4月に進級する新学年を記入する。
2 新たに高等学校に入学しようとする者にあつては、第1学年と記入する。

様式第2号(第5条関係)

生 徒 調 書						
入 会 出 願 者	ふりがな氏名	性別	生 年 月 日			
	現住所					
	学 校	学校	制課程	科第	学年	
	卒業中学校等	学校	年3月卒業予定			
家 庭 の 状 況	親柄	氏 名	年齢	同居別居の別	連絡先	
						昼間 夜間
その他参考となる事項						
上記のとおりです。 年 月 日 出願者 氏名 ㊦ 保護者 住所 氏名 ㊦						

様式第2号(第5条関係)

生 徒 調 書						
入 会 出 願 者	ふりがな氏名	性別	生 年 月 日			
	現住所					
	学 校	高等学校	制課程	科第	学年	
	卒業中学校等	学校	年3月卒業予定			
家 庭 の 状 況	親柄	氏 名	年齢	同居別居の別	連絡先	
						昼間 夜間
その他参考となる事項						
上記のとおりです。 年 月 日 出願者 氏名 ㊦ 保護者 住所 氏名 ㊦						

(改正案)	(現行)
<p>(受賞者)</p> <p>第二条 藍書賞は、次に掲げるもので、その業績が特に顕著なものに贈る。</p> <p>一 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに地域社会におけるボランティア活動等において、優れた実績をあげたもの</p> <p>二 自然体験学習、勤労体験学習及び地域子供会活動等において、優れた実績をあげたもの</p> <p>三 児童会活動及び生徒会活動等に積極的に取り組み、優れた実績をあげたもの</p> <p>四 困難を克服しての学業精励及び人命救助等において、他の模範とするにたる実績又は善行のあったもの</p> <p>五 運動競技、研究、制作及び表現活動等において、優れた成績をおさめたもの</p> <p>六 変化する社会に対志する創意に満ちた教育活動において、優れた実績をあげたもの</p> <p>七 前各号に掲げる活動の指導者として、優れた実績をあげたもの</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、本県学校教育、社会教育、スポーツ、学術及び文化の振興に優れた実績をあげたもの</p>	<p>(受賞者)</p> <p>第二条 藍書賞は、次に掲げるもので、その業績が特に顕著なものに贈る。</p> <p>一 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校並びに地域社会におけるボランティア活動等において、優れた実績をあげたもの</p> <p>二 自然体験学習、勤労体験学習及び地域子供会活動等において、優れた実績をあげたもの</p> <p>三 児童会活動及び生徒会活動等に積極的に取り組み、優れた実績をあげたもの</p> <p>四 困難を克服しての学業精励及び人命救助等において、他の模範とするにたる実績又は善行のあったもの</p> <p>五 運動競技、研究、制作及び表現活動等において、優れた成績をおさめたもの</p> <p>六 変化する社会に対志する創意に満ちた教育活動において、優れた実績をあげたもの</p> <p>七 前各号に掲げる活動の指導者として、優れた実績をあげたもの</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、本県学校教育、社会教育、スポーツ、学術及び文化の振興に優れた実績をあげたもの</p>

徳島県立学校規則等の一部を改正する規則について

教育創生課

1 改正の理由

徳島県立城ノ内中等教育学校の設置及び徳島県立城ノ内中学校の廃止に伴い、関係規則について所要の整備を行う必要がある。

2 改正の概要

(1) 徳島県立学校規則の一部改正

① 徳島県立城ノ内中等教育学校の設置に伴い、中等教育学校の管理運営に関する規定を整備することとした。

② 徳島県立城ノ内中学校の廃止に伴い、併設型中高一貫教育の教育課程に関する規定を整備することとした。

(2) 徳島県立高等学校通信教育規則の一部改正

高等学校の全日制課程と同様に、中等教育学校の後期課程在学者を通信制課程の入学資格から除くこととした。

(3) 徳島県立高等学校総合寄宿舍管理規則の一部改正

入舎に関する規定を整備することとした。

(4) 徳島県教育支援委員会規則の一部改正

児童等の就学先に、中等教育学校を加えることとした。

(5) 徳島県藍青賞規則の一部改正

受賞対象となる校種に、中等教育学校を加えることとした。

3 施行期日

令和元年11月1日。ただし、徳島県立学校規則別表第五の改正規定（徳島県立城ノ内中学校の項を削る部分に限る。）は、令和2年4月1日。

